

新 測 第 1 5 号 の 2  
平成 2 3 年 6 月 2 2 日

会 員 各 位

(社) 新潟県測量設計業協会  
会 長 古 川 征 夫

委託業務の現場における事故防止の徹底について（通知）

日頃から、当協会の事業活動等にご理解をいただきお礼申し上げます。

さて、測量業務の現場における事故防止については、会員の皆様それぞれが未然防止に十分留意して対応していることと存じますが、本年度において、公共工事で現場事故が多発しているとのことです。

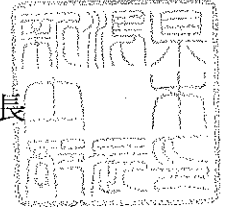
つきましては、別紙のとおり「建設工事及び委託業務の現場における事故防止の徹底について（通知）」が、新潟県土木部長から協会長に通知がありましたので、同通知の留意事項に基づいて、改めて現場技術者等に対する安全意識の徹底と作業環境の点検等を実施し、現場事故の未然防止に努めてください。

また、万一、現場事故が発生したときは、「留意事項」の別紙に基づき、速やかに発注者等に報告するとともに、協会事務局にも報告してください。

技 第 1 0 1 6 号  
平成23年 6 月20日

社団法人  
新潟県測量設計業協会会長 様

新潟県土木部長



建設工事及び委託業務の現場における事故防止の徹底について（通知）

建設工事現場内における労働災害及び公衆災害の防止については、かねてから格別の配慮をお願いしているところです。

本年度の公共工事が本格化する時期を迎える中、5月末現在、土木部発注工事で現場事故が多発し、うち休業4日以上労働災害が7件発生していることから、建設工事の施工及び委託業務の現地作業の実施に当たっては、より一層の安全管理の措置を講じる必要があります。

つきましては、貴団体傘下の会員に対しまして、関係法令の遵守はもとより、これまでの安全管理措置と併せ、別紙留意事項の徹底が図られますよう周知願います。



( 別 紙 )

## 留 意 事 項

### 1 安全教育の徹底

企業内に安全衛生委員会等を設置するとともに、同委員会の活動を充実させ、現場作業者に対する安全意識の啓発と徹底に努めること。

なお、新潟県が発注する工事の積算においては、工事着手後、作業員全員の参加による月に半日の安全・訓練等に関する費用を計上しているため、必ず実施すること。

### 2 関係法令の遵守

「労働安全衛生規則」(昭和47年9月30日労働省令第32号)及び「土木工事安全施工技術指針」(平成13年3月29日付け国管技第67号)等に基づき安全確保に努めること。

### 3 工事現場の標示の徹底

一般交通に影響のある道路上等の工事施工においては、バリケード、安全灯、工事看板等により工事関係者以外の者に対して注意を喚起する等の適切な措置を講じること。

特に、夜間及び休日等の作業には、事前に理由を付した書面を提出し安全管理に努めること。

### 4 高所作業時の転落防止策の徹底・励行

高所作業の際には、法令に定められた転落防止ネットを設置し、足場の安全確認を図るとともに安全帯を必ず装着すること。

### 5 現場状況の的確な把握

作業中はもとより、作業開始前・作業終了後の点検等の実施により、現場状況を的確に把握し、所要の措置を講じること。

また、気象変化の著しい時期(梅雨時期、台風時期等)にあっては、土石流・土砂崩れ等から工事関係者の安全を確保するなど適正な施工管理に努めること。

## 6 建設機械の適正使用

建設機械を使用する際には、建設機械の作業範囲への立入禁止、誘導員の配置、機械足場の確保及びアウトリガーの適正な据付、荷重の超過防止等に留意すること。

また、建設機械を目的外に使用したり、無資格者に操縦をさせないこと。

## 7 工事関係者の健康管理の徹底

定期的な健康診断を行う等工事関係者の健康状態を常に把握しておくこと。

また、始業前ミーティング等を通じ現場作業者の当日の体調を確認し、体調不十分な者の就労を制限すること。

## 8 建設工事の計画届出等

工事の施工に伴い必要とされる労働基準監督署等への届出は、所定の期間内に行うこと。

## 9 地域住民等の安全確保

工事の施工に当たっては、地域住民等の安全を確保するため、関係法令を遵守するほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月12日付け建設省経建発第1号）等に基づいて安全確保に万全の措置を講じること。

## 10 資材運搬時の事故防止

資材や土砂運搬中の事故を防止するため、適切な安全対策を講じるとともに、協力会社等への指導を徹底すること。

## 11 その他

(1) 現場事故が発生した場合は、被災の程度に関わらず直ちに事故速報を行うとともに、別紙のとおり発注機関に報告すること。

(2) 当該事故について、労働基準監督署の措置がなされた場合は、次により速やかに発注機関に報告すること。

### ア 口頭による措置

措置を受けた年月日及び内容を記載し、報告する。

### イ 文書による措置

その文書の写しを添付し、報告する。

別紙  
 新潟県に入札参加されている建設業者及び調査・測量・設計業者の皆さんは、万一現場事故が発生したときは、次により速やかに  
 報告して下さい。

項目	発注者	県	国及び市町村	左以外
発注者の範囲	知事、教育局のほかに、企業安委員、病院を 局、む。	国は北陸地整等の国の出先機関、 市は町村は一部事務組合・企業団 市を含む。	国・県・市町村が良区、含む 日人及び高速道路(株)等を 事	国・県・市町村が良区、含む 日人及び高速道路(株)等を 事
報告を要する事故の範囲	工事の施工に当たり発生した事故(現場へも 含まれる。)	現場への資材の搬入・現場からの残土運搬中の事故(交通事故)		
報告を要する被災の程度	工事等関係者…死亡又は休業4 日以上の事故…原則全 て	工事等関係者…死亡又は2人以上 の死傷事故…とくに重大なもの なお、基準未満の事故であっても報告を求めることがある。	工事等関係者…死亡又は2人以上 の死傷事故…とくに重大なもの 工事公衆事故…とくに重大なもの	工事等関係者…3人以上の死傷 事故公衆事故…とくに重大なもの
速報及び報告先	直ちに事故の概要を監督員へ電 話等ににより速報する。	工事は土木部の監理課建設業室 又土木部の監理課建設業室	土木部監理課建設業室	土木部監理課建設業室
事故状況の説明	死亡事故…監督員及び本庁関係 課負傷事故…監督員	工事は土木部の監理課建設業室 又土木部の監理課建設業室	土木部監理課建設業室	土木部監理課建設業室
事故報告書	様式及び報告期限	式(上記報告先担当者指し示)及び 1記の報告、先へ提出する。	様式及び期限は左のとおり。提 出部数は1通。	様式及び期限は左のとおり。提 出部数は1通。
事故報告書	添付書類	1 2 3 4 5 6 7 (公 分)	1 2 3 4 5 6 7 (公 分)	1 2 3 4 5 6 7 (公 分)